軽自動車税廃車申告書兼標識返納書
（原動機付自転車・小型特殊自動車）

令和　　年　　月　　日

千 葉 市 長 殿

つぎのとおり申告及び標識の返納をします。

申告の理由		種別		標識番号	
廃車		原動機付自転車	小型特殊自動車		
□ 廃棄	□ 紛失	□ 第一種 一般原付（50cc又は0.6kw以下）	□ 農耕作業用		
□ 転出	□ その他（　　）	□ 第一種 一般原付（125cc以下かつ最高出力4.0kw以下）	□ その他（　　）		
□ 譲渡		□ 第一種 特定原付（0.6kw以下）	□ 第二種 乙（90cc又は0.8kw以下）	廃車年月日	令和　　年　　月　　日
□ 盗難		□ ミニカー	□ 第二種 甲（125cc又は1.0kw以下）		

納税（申告）義務者	所有者	住所又は所在地	〒□□□-□□□□			
		(ﾌﾘｶﾞﾅ)				
		氏名(名称)				
		生年月日	明・大 昭・平　年　月　日	電話番号	－　　－	
	使用者	住所又は所在地	〒□□□-□□□□			
		(ﾌﾘｶﾞﾅ)				
		氏名(名称)				
		生年月日	明・大 昭・平　年　月　日	電話番号	－　　－	
届出者		住所又は所在地				
		(ﾌﾘｶﾞﾅ)				
		氏名(名称)				
		電話番号	－　　－			

主たる定置場	
	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ
	2.

車名（通称名）	型式及び年式	原動機の型式番号
	型 年式	
車台番号	型式認定番号	総排気量又は定格出力
		cc kw
長さ	幅	最高速度	最高出力
cm	cm	km/h	kw

標識返納の有無	1.　有	2.　無
摘要		

処理欄	受付	入力	照合	標識紛失・盗難 （紛失・盗難の状況） いつ　　どこで　　どのように	盗難届 届出年月日　　年　月　日 届出警察署　　警察署 交番・駐在所 受理番号　　号	届出者本人確認欄 □ 運転免許証　□ 個人番号カード □ 旅券　□ 健康保険資格確認書 □ 在留カード　□ 介護保険者証・受給者証等 □ その他（　　） □委任状

この様式（廃車用）の記載要領について

１　この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車１台ごとに作成すること。

２　「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□（チェック欄）に✔を記入すること。なお、「種別」の欄については、該当箇所の□（チェック欄）のいずれか1つのみに✔を記入すること。

３　「廃車年月日」の欄には、盗難の場合は盗難を警察に届け出た日、それ以外の場合は申告日等を記入すること。

４　「納税（申告）義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄を記入し、使用者欄に「同上」と記入すること。

５　「届出者」の欄には、申告に来た者の氏名等を記入すること（「同上」の記入も可）。

６　「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を〇で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。

７　「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入すること。

８　「最高出力」の欄は、総排気量１２５cc以下かつ最高出力４．０kw以下の一般原付の申告時のみ記入すること。

９　「標識返納の有無」の欄には、標識の返納がある場合には1を、また、標識の返納がない場合には2を〇で囲むこと。

10　「標識紛失・盗難」の欄には、「申告の理由」の欄において「紛失」又は「盗難」に該当する場合に記入すること。

11　本申告において、虚偽の申告又は報告をした場合は、地方税法第４６３条の２０の規定により、３０万円以下の罰金に処せられることがあります。